

要 望 内 容	大 阪 市 回 答 内 容
<p>1.</p> <p>(1) 保育の必要性の認定について、ダブルワークや短時間労働と求職活動を行っている人など様々な実態がある中で、「その他、上記に類する状態として市町村が認める場合」により幅広い事由を認めること。</p>	<p>保育の必要性を認定するにあたっては、保護者が保育を必要とするその具体的な態様・期間などの状況に応じて、対応することとします。</p> <p>【こども青少年局 保育施策部 保育企画課】</p>
<p>(2) 優先利用について、「その他市町村が定める事由」により保護者が障がい有する場合も認め、また、幼稚園教諭、保育教諭、保育士だけでなく、放課後児童クラブ指導員の子どもも対象とすること。</p>	<p>優先利用については、現在の保育所入所制度における「大阪市保育所入所選考基準」を基に、制定することを予定している「大阪市保育施設・事業利用調整基準（仮称）」において、規定する予定であり、この要綱の制定の際には、広く市民からの意見公募を行う予定です。</p> <p>【こども青少年局 保育施策部 保育企画課】</p>
<p>2.</p> <p>(1) 職員の免許・資格の保有状況、常勤・非常勤の別、経験年数・勤続年数、離職率なども明確に記載し、利用申込者に公表すること。</p>	<p>「特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準」第5条に基づき、特定教育・保育施設においては運営規程や重要事項説明書を作成し、入所児童の保護者等に対して入所前に文書等により説明する必要があります。</p> <p>運営規程には、「特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準」第20条に定められた項目を記載する必要があります。重要事項説明書には、その運営規程の概要や職員の勤務体制、利用者負担その他利用申込者が教育・保育を選択するために必要とする重要事項を記載する必要があります。</p> <p>なお、具体的な記載内容については各施設の判断となります。</p> <p>【こども青少年局 保育施策部 保育企画課】</p>
<p>(2) 応諾義務を厳格に運用する。保護者との日常的なトラブルや、保育料の滞納があること等を「正当な理由」として受入拒否することは認めないこと。</p>	<p>「特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準」第6条において、利用申込みに対する正当な理由のない保育の提供拒否の禁止について定められています。</p> <p>現在の児童福祉法においても、保育実施期間満了以前に保育を解除する理由としては、「保育実施理由の消滅」「転出」「(児童の)死亡」が示されておりますが、保護者とのトラブルや保育料の滞納等は「保育実施理由の消滅」には該当しないため、保育の解除理由とはなりません。</p> <p>【こども青少年局 保育施策部 保育企画課】</p>
<p>(3) 「あっせん」・「調整」・「要請」の概念を明らかにし、</p>	<p>子ども・子育て支援法第42条第1項及び第54条第1項に定める「あっせん」は、原則として保護者からの求めに対して、当該保護者及び子ども</p>

<p>特別な理由なく施設が協力しない場合は市町村の実施責任を発揮できるようにすること。そのため、「できる限り」という表現は盛り込まないこと。また、施設が「措置」された子どもを受け入れることを明確にすること。</p>	<p>に係る状況を勘案して、市町村が教育・保育施設の紹介等を行うものであり、「要請」は前述の「あっせん」した施設に対して、当該子どもの受入れを行うように求めるものです。また児童福祉法第24条第3項に定める「調整」は、保育施設・事業の利用を希望する保護者について、その希望及び保育の必要性を勘案した上で、市町村が利用可能な施設・事業を決定するものであり、「要請」は、各保育施設・事業に対して、調整結果に基づき子どもの受入れを行うように求めるものです。</p> <p>本市では「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」において、内閣府令の規定に基づき、教育・保育施設及び地域型保育事業者は、保護者から利用の申込みをうけたときは、正当な理由がなければ拒んではならないと規定している他、市町村が行う「あっせん」「調整」「要請」に対してはできる限り協力しなければならないと規定しています。</p> <p>【こども青少年局 保育施策部 保育企画課】</p>
<p>(4)「上乘せ徴収」について、支払いを求める場合は「保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない」とはされているものの、「質の向上」を理由に際限なく徴収できることになってしまうため上限を設定すること。</p> <p>・「実費徴収」について、同様に支払いを求める場合は「保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない」とはされているものの、「便宜に要すること」を理由に際限なく徴収できることになってしまうため、具体的な項目を提示するなど制限を設けること。</p> <p>・4項の五「前四号に掲げるもののほか、…」は基本的に盛り込まない。盛り込む場合はより具体的な項目を提示するなど、制限を設けること。その上で、経済状</p>	<p>「特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準」第13条において、特定教育・保育施設は入所児童の保護者等から特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとされています。</p> <p>特定徴収（上乘せ徴収）については、私立保育所の場合のみ市町村との協議により承認を得る必要があるとされています。また特定徴収に同意しないことや徴収できないことを理由に保育を解除することはできません。</p> <p>実費徴収については、「特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準」第13条6項において、書面により説明を行い、保護者に同意を得る必要があるとされていますが、書面同意は要しないものとされています。同条5項には、PTA 会費等が該当するものと国の資料に記載されていますが、この徴収の実施内容や徴収時期、対象については施設の判断となります。</p> <p>【こども青少年局 保育施策部 保育企画課】</p>

<p>況に関わらず保護者が施設を選択・利用でき、子どもが平等に教育・保育を受けられるよう、一定所得以下の世帯への配慮を行うこと。</p>	
<p>(5) 幼稚園教諭・保育士等の処遇（社会保険の適用や常勤・非常勤の均等・均衡処遇を含む）と職場環境の改善、研修機会の確保に努める。</p>	<p>市立幼稚園につきましては、子ども・子育て支援新制度に移行後も、引き続き適正な教職員の勤務条件、職場環境の維持、研修の実施に努めます。</p> <p>【こども青少年局 子育て支援部 管理課 幼稚園運営企画グループ】  【教育委員会事務局 教務部教職員 人事担当】  【教育委員会事務局 教育センター 教育振興担当】</p> <p>認可権限等に係る私立幼稚園の所管につきましては、子ども・子育て支援新制度移行後も、従来どおり大阪府となりますが、本市では、私立幼稚園教員研修事業を実施しております。引き続き適正な研修の実施に努めます。</p> <p>【こども青少年局 子育て支援部 管理課 幼稚園運営企画グループ】</p> <p>公立保育所に勤務する正規職員（保育士）等の処遇につきましては、社会保険の適応を含め、採用形態ごとの法令等に基づいて行っているところです。</p> <p>市立保育所の職場環境につきましては、引き続き、改善に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【こども青少年局 企画部 総務課】  【こども青少年局 保育施策部 保育所運営課】</p> <p>保育士の処遇改善により保育士の確保を図るため、平成 25 年度から民間保育所を対象に、保育所運営費の民間施設給与等改善費の仕組みを基礎に、平均勤続年数に応じた処遇改善のための上乗せ額を交付する「保育士等処遇改善臨時特例事業」を実施しております。</p> <p>また、平成 27 年 4 月 1 日に予定されている「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けて、公定価格の検討がなされており、その中で、職員の定着・確保の観点から、職員の平均勤続年数・経験年数に応じた加算について検討が進められています。</p> <p>本市においても、保育士の定着・確保は重要な課題であると考えており、子ども・子育て支援新制度の施行にあたって、国に対して処遇改善に必要な財源措置がなされるように要望しているところです。</p> <p>また本市では、「一人一人を大切に作る保育」の推進に向けて、意欲と創造力が備わった人材育成並びに対人援助者としての資質向上に努めており、職員自らの専門性と倫理性を確立するため、公立、民間共に参加で</p>

	<p>きる保育所職員研修を実施しています。さらに、研修受講者が受講内容について職員へ伝達するなど、全体の資質向上に努めています。</p> <p>【こども青少年局 保育施策部 保育企画課】</p>
<p>3.</p> <p>(1) 消費税率の 10%への引き上げに伴う 0.7 兆円の財源の範囲で設けられ、3 歳児に係る職員配置の 20:1 から 15:1 への改善のための加算措置を十分に周知すること。また、その他の区分を含め、地方単独予算により実質的な職員配置の改善に努めること。</p>	<p>消費税の引き上げが見送られ、子ども・子育て支援新制度施行のための財源確保が国において検討される中、職員配置の改善の重要性は本市においても認識しており、3歳児配置改善加算を含む保育の質の充実のための施策を周知するとともに、さらなる保育の質の向上のための確実な財源確保を国に対して求めてまいります。</p> <p>【こども青少年局 保育施策部 保育企画課】</p>
<p>(2) 食事の提供について、年齢や規模に関わらず、外部搬入は原則認めず、すべて自園調理とすること。</p>	<p>食事の提供につきましては、保育所は従来より児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 32 条の 2 の規定により外部搬入を認めていることから平成 27 年 4 月より認可権限が政令市に移譲される幼保連携型認定こども園の認可基準条例において、大阪市子ども・子育て支援会議に諮ったうえで、外部搬入を可能としながらも、栄養士の配置を努力義務としました。</p> <p>今後は、栄養士の配置状況を把握しつつ、特に施設や外部搬入を行う事業者について適切に指導・監督していきます。</p> <p>【こども青少年局 保育施策部 保育企画課】</p>
<p>4.</p> <p>(1) 職員の免許・資格の保有状況を利用申込者に公表すること。</p> <p>・ A 型移行のための加算措置を十分に周知するとともに、全員が免許・資格を取得できるよう支援を行うこと。</p>	<p>職員の免許・資格の保有状況については、基本的に運営規程で公表されるものと考えています。</p> <p>小規模保育事業 A 型移行への加算措置については、保育士比率向上加算のことと思料されますが、「常態的に保育比率を 3 / 4 以上」の常態的の意味等詳細が判明した時点で、機会を捉えて周知したいと考えています。</p> <p>【こども青少年局 保育施策部 保育企画課】</p>
<p>(2) 社員食堂の活用も可能とされているが、乳幼児に食事を提供し、アレルギーなどの個別対応も必要となることから、安全・衛生面の確保について厳重なチェックを行うこと。</p>	<p>保育所給食は、子どもの生命の保持と情緒の安定を図ることが目的であり、子どもの健康や安全が最も重要です。また、保育所給食は、衛生が確保され安全であり、栄養的にもバランスのとれたものでなければなりません。これは事業所内保育事業所も含め全ての保育施設の給食も同様です。本市としまして、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（厚生労働省）や「授乳・離乳の支援ガイド」（厚生労働省）、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省）等に基づき、事業者に対し子どもの安全はもちろん栄養面、衛生面について適切に指導・監督していきま</p>

	<p>す。</p> <p>【こども青少年局 保育施策部 保育企画課】</p>
<p>5.</p> <p>(1)設備の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「おおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上」は原則確保すること。その上で「質の向上」のため、また、対象年齢が拡大することもあり、子どもの成長を考慮しつつ、改善に努めること。</li> <li>・専用区画はカーテンやパーテーションではなく、明確な仕切りによる空間を確保すること。</li> </ul> <p>(3)職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従事する者が全員有資格者となるよう努めること。</li> <li>・「おおむね 40 人以下」は原則確保すること。その上で「質の向上」のため、また、対象年齢が拡大することもあり、子どもの成長を考慮しつつ、改善に努めること。</li> </ul>	<p>平成24年8月、いわゆる「子ども・子育て関連3法」の成立にともない、児童福祉法の改正が行われました。放課後児童健全育成事業に関わりましては、「市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない」、「条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省に定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省で定める基準を参酌するものとする」とされました。</p> <p>平成26年4月に厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が「厚生労働省に定める基準」として出され、これを基に大阪市では6月に条例案の骨子を作成、パブリック・コメントを通じて市民方々の意見を募集し、9月に「大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を市会にて議決、公布しました。</p> <p>この本市条例では、「遊び及び生活の場として機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）」の面積は「児童1人につきおおむね1.75m<sup>2</sup>以上でなければならない」としており、国より高い基準を採用しております。この区画について国は「部屋又は間仕切り等で区切られたスペース」としており、本市もこれに準じてまいります。</p> <p>また本市条例では、「一の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下」ともしており、国と同等の基準を採用しております。国は従うべき基準として「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする」が「その一人を除き補助員をもって代えることができる」としており、本市条例ではこのとおり規定しています。</p> <p>今後とも、本市条例で定める基準を常に向上させるよう指導してまいります。</p> <p>【こども青少年局 企画部 青少年課】</p>
<p>5.</p> <p>(2)放課後児童健全育成事業者の知識及び技能の向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の処遇（社会保険の適用や常勤・非常勤の均等・均衡処遇を含む）と職場環境の改善、研修機会の確保に努めること。</li> </ul>	<p>本市の留守家庭児童対策事業につきましては、昭和44年以来、保護者に代わり、場所・指導員等を確保し、留守家庭児童を預かる取り組みに対して、その運営経費の一部について補助しております。</p> <p>本市の留守家庭児童対策事業は民設民営の事業への補助事業であり、指導員の雇用条件等は各事業者で独自に設定され、指導員の免許・資格保有状況や勤務年数・離職率、各種研修の修了者・修了予定者等についても管理されており、こうした情報の提供については、各事業所においてなされるのが基本と考えております。</p> <p>また、「留守家庭児童対策事業」の指導員研修については、これまで、</p>

<p><b>(4) 運営規程</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の免許・資格の保有状況、常勤・非常勤の別、経験年数・勤続年数、離職率などを利用申込者に公表すること。</li> </ul> <p><b>(5) 職員の経過措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事が行う研修の修了予定者の状況を利用申込者に公表すること。</li> </ul>	<p>障がいのある児童への関わりや安全対策、集団遊び等、指導員の資質向上等に向け実施してまいりました。引き続き、より研修内容の充実に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>一方、今回新たに設定される、都道府県知事が行う放課後児童支援員の資格取得に関わる研修につきましては、国・府から具体的な研修内容や受講方法等が示されておらず、本市といたしましても、国・府の動向について注視する必要があると認識しております。</p> <p>【こども青少年局 企画部 青少年課】</p>
--	---